

厚岸町議会 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成20年3月10日
午後3時51分開会

- 委員長（菊池委員） ただいまより平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第11号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、11ページ事項別明細書をお開き願います。

13ページ歳入から進めます。進め方は款、項、目により進めてまいります。

それでは、始めます。

1款町税、1項町民税、1目個人。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここで現年課税分1,975万9,000円、滞繩が204万1,000円という減額補正なんですが、この主な理由を教えていただきたいんですが。

- 委員長（菊池委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

現年課税分1,975万9,000円及び滞納繩越分204万1,000円でございますが、ともに収納率につきましては変えてございません。最終調定により主に個人の普通徴収分の減が2,093万3,000円の減、これは普通徴収分の所得割でございます。それから、同じく普通徴収分の均等割が58万8,000円となっておりまして、これらによる主なこの減がありまして、それから、特別徴収分の所得割、これは逆に312万1,000円の増となってございます。それから、退職所得割、これが136万9,000円の増となってございまして、これらの差し引きイコール現年課税分として1,975万9,000円となってございます。

特にここで落ちている理由としまして、普通徴収の所得割、これにつきましては、最終調定が12月末から今回の3月補正にかけまして精査をしたところ、所得割の伸びについて当初予算から計上していたものよりもこの程度の所得が減額され、なおかつ、これに収納率を掛けて収納額として計算いたしますと、この額の減額を見込まさるを得ないという状況でございますので、今補正予算に計上させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

2目法人、ございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） 2項固定資産税、1目固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金。

3項軽自動車税、1目軽自動車税。

4項たばこ税、1目たばこ税。

5項特別土地保有税、1目特別土地保有税。

6項1目都市計画税、ございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） 2款地方譲与税、1項1目地方道路譲与税。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用交付税交付金。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金。

11款地方交付税、1項1目地方交付税。

1番、音喜多委員。

●音喜多委員 ここでちょっとお尋ねしておきたいと思います。新年度もちょっとお聞きしたかったんですけども、これを機会にちょっとお尋ねしていきたいと思います。

年度当初30億7,000万円余りの今年度見込みだったんですけども、結果的には35億8,000万円、こうしてふえているのは、俗によく言われております地方の反乱というか、そういうわけではないんですが、地方と都市との格差を含めて、そういう政府の手厚い意向だというふうにまとまると受け取るといふものなのかなどうなのか。

そしてあわせて、そのことが明年の新年度予算の、新聞報道等によればそういう言い方をされております。当然そのことによって去年の年度当初言われていたというか、18年の暮れからかけて地方税の算出根拠を含めて、これからはちょっと少なくなっていくという見通しの中でふえてきております。そのことは参議院選挙をきっかけにしながらも、こうして地方に手厚い処置をしてきたという新聞報道ですが、そのように受けとめて結構なものなのかなどうか。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

新年度と補正予算とは若干、1年ほどさかのぼりますが、まず、本補正予算でござい

ますので、本補正予算の当初予算の当時に説明した内容に戻りますが、当時、1年前の3月に地財計画というものが政府のほうで閣議決定をされて、一定の交付税の額、全国でいうと80兆円程度のものが示されて、そのうち交付税等地方一般財源が幾らになるかということで示されたところでございます。

それに基づきまして、財政担当として19年度の交付税はどのように見るべきかと、特に委員ご指摘があった新型交付税等々を含めまして、我々独自の試算、それから総務省の試算を勘案しながら算定したところでございます。その際普通交付税につきましては、単位費用等々いろんな中身の計算方法がございます。単純に地財計画の伸び率等によつては、試算をするとかなり危険度が高いということで、ある程度分解した上で試算、積み上げをして予算化したところでございます。

結果として、昨年7月の本算定において算定した結果、このような額になったということで、逆に申し上げますと、3月時点の地財計画をもとに我々財政担当のほうが試算した額がかなり強目に、これは心配だというものがあれば、これについては交付税の算出として来ないというふうに見たほうがいいだろうというものについては、慎重に積算をして積み重ねをしたと。その乖離と申しますか、そごと申しますか、その部分が出てきたことによる今回の数字であるところでございます。

従いまして、昨年の地方財政計画による地方一般財源の総額を確保したということで、本年度の閣議決定の地財計画による地方一般財源を1.2%を上回るという内容とは異なります。そのことをご承知の上で再度申し上げますが、そういう意味で、結果としてこのような試算結果になりましたが、率としては、昨年の地財計画の率がほぼ単純にその率を掛けた段階ではそれが反映されているということで、細かい計算の積み重ねもございますけれども、それは結果論でございまして、我々の当初の積算と、それから地財計画に基づくそれぞれの国の算定、この乖離等によってあるものということで、委員ご指摘の国が交付税等々を地方に対して大きく配分をふやすということによるものの増であるということは、ここでは必ずしも言い切れない。少なくともこの平成19年度につきましては、そのようには言い切れないというご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（菊池委員）ほかにございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員）次に進みます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

次ページ、2目衛生費負担金、3目農林水産業費負担金。

2番、堀委員。

●堀委員 お聞きしたいのは、道営草地整備改良事業負担金です。800万円の減、補助金が地元負担が25%だというふうに私は記憶しているんですけども、そういったときに事業費的には3,200万円ほどの減というふうになると思うんですけども、この減になった

理由というのを教えていただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおり地元負担は25%でございます。それと、負担金の804万5,000円の減でありますけれども、これにつきましては、草地整備改良、当初計画では182ヘクタールを予定してございましたけれども、現在98.4ヘクタールが施行済みでございまして、残りのうち41.6ヘクタールについては繰り越しということでございます。さらに、この消化し切れない部分がございまして、これについては平成20年度実施予定ということでございまして、とりあえず今年の分については、98.4ヘクタールは消化できたんですが、41.6については繰り越しということでございます。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●堀委員 それでは、繰り越しということで、次は新年度の予算にほうに出てくるのかな、その繰り越された分というのは。そこら辺はどうなんでしょうか。

また、その事業費的にその41.6ヘクタールが繰り越されたというその草地整備だけが要は未消化で繰り越されたというふうに思ってよろしいんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 実はあの草地改良、その草地造成の改良部分で2ヘクタールほど繰越金が残っていまして、6ヘクタールの予定が0.2ヘクタール残っていまして、この分については19年度繰り越しとして20年度に実施予定と。新たに0.6ヘクタール加えて0.8が草地造成分として20年度実施予定です。

それから、草地整備改良分については、先ほど言いました41.6ヘクタールプラス分を加えまして、20年度の計画では182.4ヘクタールを計画してございます。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●堀委員 牧場の整備というか、更新というか、それはある程度計画的にやっていかなければ粗飼料の確保というものにも支障を来すと思うんですけれども、そういう中で、極力繰り越さないほうがよろしいのかなという、それに対して次年度のその牧場の粗飼料の確保というものには支障は出でこないんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 町営牧場も草地整備事業を実施予定をしてございます。それと、今の酪農情勢、非常に自給飼料の重要性が増してございます。ですから一般の受益者、生産者にとってもこの草地整備、厳しい状況ではありますけれども、25%ででき

ると、そういった優位性を生かして、こういったチャンスのうちに、こういった制度があるうちに事業を実施をしていただきたいなと思いますし、町のほうも進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員）ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員）なければ進みます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料。

2番、堀委員。

●堀委員 牧場使用料なんですけれども、夏季放牧と冬季舎飼い、当初予定と実績数量、それぞれ実績の見込み数量というのがどうなってこの減額になったのかというのを教えていただきたいと思います。

●委員長（菊池委員）産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）まず、頭数でありますけれども、当初1日平均2,028頭予定してございましたが、実績では1,185頭ということで、85頭の減ということでございます。

それから冬季舎飼いの分、これについては当初1日平均160頭。ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。平成19年の夏季放牧については2,028頭、それから冬季舎飼い、平成19年については1,185頭になります。前年比較でちょっと出していなかったものですから、先ほど言った数字は、ちょっと前年比較になります。金額につきましては、夏季放牧と、それから冬季舎飼いを合わせまして平成19年は、当初で2億1,116万9,550円であります、これで金額で924万4,000円の当初予算より減額になるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、夏季放牧については199万9,000円の減、それから冬季舎飼いについては724万5,000円の減、合わせまして924万4,000円の減という内容でございます。

●委員長（菊池委員）ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員）なければ進みます。

5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、6目土木手数料。

3項証紙収入、1目証紙収入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金。
2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金。

2番、堀委員。

●堀委員 太田8番道路整備事業補助金なんですけれども、昨年12月に発注行為というものを起こした中で、そのときの説明では、たしか額の確定をした分というのを別のものに振り向けるというような話というものがあったんですけども、何か振り向けた事業というようなものはあったんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

太田8番道路の整備事業につきましては、これは民生安定事業の補助事業として行われているものでございまして、他の採択となっている事業がございませんので、この事業だけでは減になった部分はそのまま減になったというものでございます。他のものに振りかえたというものはございません。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●堀委員 12月のときの話では、20年度への繰り越しの事業としてやって、なぜこんな、12月のときに、実際の工期は4月とか5月から入るのに今の時期に発注しなければならないんだという議論をしたと思うんですけども、そこら辺はどうなっているのか。それじゃ、あくまでも新たなものがないのであれば、別に12月のときに発注行為を起こす必要というものがなかったんじゃないのかなというふうに私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今回減となっておりますのは、この太田8番道路の単年度分の事業のものでございまして、これは公有財産購入、土地の購入、それから補償費等が減になったことにより、その分減額となったというものでございます。

12月に発注しましたのは、債務負担を組んだもののほうでございます。それ自体は変更はございませんで、単年度で実施した、平成19年度当該年度で実施した事業の分が今回減となって、補正で減額となったというものでございます。

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

7目消防費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、9目産炭地振興事業国庫補助金。

13番、室崎委員。

●室崎委員 大変素人的なことで申しわけないんですが、産炭地振興事業国庫補助金、ここで補正前の額に比べて非常に割合として大きく増えているんで、その事情をお聞かせいただきたいのと、それから、これはいわゆる色のついた補助金になるのか、それとも一般財源の中に組み込まれて、特にこういうものにしようというようなそういう色つきではないのか、その辺りについても、この9目の性質、そのことについてもご説明をいただきたい。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

この産炭地域振興事業補助金の5,558万3,000円の増についてでございます。本年度当初予算におきまして説明をさせていただいたところでございますが、この国庫補助金につきましては、下水道事業が産炭法の執行当時に既に事業が着手されていたものについては、この引き上げ率の対象になるということを受けまして、この補助金かさ上げをいただくべく事業費を約16億円実施したところでございます。

これに対するかさ上げの率が当初予算ベースの時点では概算で1.16、いわゆる50%補助とすると66%補助に上がるだろうということで試算をさせていただいておりました。その試算額が約1億3,100万円というふうに試算されておりました。

で、19年度の当初予算に計上する際に、これは北海道のほうに照会してございます。どのような割合で交付されるのかという照会をしたところ、19年度につきましては、今申し上げました1億3,100万円の8割程度、その残り2割については、20年度予算として交付されるであろうということでお答えをいただいておりました。

その道の指導というか答えのとおり1億3,100万円の8割の、安全圏を見ましてさらに8掛けで8,380万円を計上させていただいておりましたが、このたび、これは国土交通大臣からの通知がはっきり参っております。交付額、交付補助金の額、これは完全な決定通知書でございます。1億3,938万3,000円、これは清算の引き上げ率1.17に対する補助金の上乗せ額でございます。この額が道のいわゆる安全を考えて、通常8割2割と、制度が潤沢にあったときには8割2割というそういう従前の例に倣って言ったところが、このたびは一括単年度で交付になるということに伴う差額が5,558万3,000円ということになった次第でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それと、大変申しわけございません。色がついているかと、特定財源か一般財源かということでございますが、委員ご承知のとおり、これは18年度に実施したものに対する交付金でございます。したがいまして、この国庫補助金という名前がついてございますが、一般財源でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 まず、一般財源部分でいうと、18年度で申請を出しておいたものが19年度で入ってくるということになるから、18年度でそのままタイムラグなしに来れば、この事業にということもあるんだが、次の年に来ているからそういうことは言えない。そういう意味で一般財源にならざるを得ないという、ちょっと特殊なものだというふうに考えていよいわけですね。最初からいわゆる一般財源として何に使っても結構ですよという趣旨で補助金というのも世の中にはあるのかどうかわからないけれども、今回の場合にはそういう1年間おくれてくることがあるということで、これは一般財源にならざるを得ませんという意味ですね。

それから、今のお話を聞いて、そうすると1.16が100分の1、ありがたいほうへ狂って1.17%の補助金ということになったと。それでそれが一括して入ったと。8・2に分けて2年間で入るだろうと思っていたのが一括して入ったということなんですね。それで、この帳簿上は大きな補正額が出たと。そうすると来年は、その20%が来るということはないということになるわけですね。その辺りをお聞きします。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、第1点目の一般財源の意味でございます。逆の意味で私、説明したかと思いますが、18年度に実施し、制度として要するに19年度に交付になるので、いわゆる受け皿がないから一般財源だというような言い回しになったかもしれません、これは結局、一般財源か一般財源でないかという判断は、最終的には、決算統計という全国一律で歳入の分類をするものがございます。これによりますと、この産炭地振興事業補助金につきましては、それらの内容を読み、解釈していくと一般財源というものになるということの意味もございます。

それがなぜそういう一般財源になるのかというと、逆に申し上げますと、次の年に来るということで受け皿がないので、一般財源にすることが相当であろうということから来ているというふうに推察して、我々も従来この制度についての交付金については、ずっとこの間一般財源として取り扱ってきたところでございます。

それから、1.17になったということでございますが、この8・2の割合がなくなったということで、本年度一括交付ということで、来年の2割はまた来るということにはなりませんので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

3項委託金、1目総務費委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2目衛生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、4目農林水産業費委託金、6目土木費委託金、ございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、ございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） 17款財産収入、1目不動産売払収入、2目生産物売払収入。

13番、室崎委員。

●室崎委員 餌料藻類売払代というのがございますが、これ総額では、聞くところ900万円にちょっと切れるけれども八百七、八十万円だったかな、そのぐらいになっているということで、一生懸命非常に評判がよくて注文も殺到しているというふうに聞いていますが、いわゆるこの予算書の書き方ですと、いわゆる収入と支出は分かれますから、それで足し算だけが出てくるんですよ。引き算が出てこないんです。それでいわゆる個人や民間のいわゆる営業という感覚になると、売り上げに対する費用というものを引いて、そして粗利なり経常利益なりが出てきます。そういう計算をした場合に、ここでは、経常利益までの計算というとちょっと大変だろうと思うんですけども、粗利として、いわゆる原料だとかいろいろな直接かかったものを引いてどの程度になるのか、それをお教えいただきたいわけであります。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ご質問者おっしゃるとおり、この89万8,000円の補正額で、全部でこの平成19年度880万8,000円になります。この餌料藻類に関してこの收支は、今手元に集計しては今現在ございません。それで、詳しい数字といいますか、今詳しいことを申し上げられません。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 餌料藻類を町が売り物にして、売価の対象にしているということには、いろんな意味があると思うんです。これだけのきちんとした製品をつくれるところが全国ほとんどないと聞いていますよ。これ厚岸町でつくっているほどの品質のもの。それで、いろんな研究所だとかそういうところでは、厚岸町がこういうものを売りますという以

前から、申しわけないが少し分けてくれないかというのがあったという話も聞いているわけで、そういう話を聞くと私も大変こう鼻が高くなるわけですけれども、同時に、そういう意味でいわば社会奉仕しているというのと同時に、やはりカキセンターの一つの経営体としての経営を少しでもこの当節の、どっちを見てもお金の足りない中で少しでも余裕を持たせたい。そのことが種苗を生産し、生産者に種苗を分けていくときの余裕にもなってくるのですからという意味もあると思うんです。

そのときに、売り上げはこれだけありましたという話だけで、例えば極端な話、800万円、900万円の売り上げがあっても1,000万円の経費がかかっていたら赤字なんですよ、言ってしまえば。そうすると、今言った2点の社会奉仕の部分では非常に効果を発揮しても、実際にこのカキセンターというものを少しでも余裕あるものにしていこうというところでは、逆効果になってしまふこともありますから、いや、そうなつていると言うんじゃないですよ。だから、やはりそういう意識を持って、きちんと押さえておいてもらわないとちょっと困るなという気がいたします。

それで、今お手元にないんであれば、このままでいきませんので、新年度予算でもう一度お聞きしますので、そのときにはきちんとしたご答弁ができるようにお願いしたい。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 確かにカキセンターでは、本業でありますカキの種苗もやっております。それから餌料藻類も生産するということであります。そういう形でトータル的なことも必要になってまいります。ご指摘いただきました餌料藻類の関係につきましては、おっしゃるとおり新年度予算のところまで計算するようにしたいと思います。

●委員長（菊池委員） いいですか。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

21款諸収入、2項預金利子、1目町預金利子。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、4目土木費受託事業収入。

6項3目雑入。

21款諸収入。

22款町債、1項町債、1目総務債、3目衛生債、4目農林水産業債、6目土木債、7

目消防債、8目教育債、ございませんか。

(な　　し)

●委員長（菊池委員） 以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

25ページから始めます。

1款1項1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2目簡易郵便局費、3目職員厚生費、4目情報化推進費、ございませんか。

(な　　し)

●委員長（菊池委員） 5目交通安全防犯費、6目行政管理費、7目文書広報費、8目財政管理費、9目会計管理費、10目企画費、11目財産管理費、12目車両管理費。

2項町税費、1目賦課納税費、ございませんか。

(な　　し)

●委員長（菊池委員） 3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目道知事・道議会議員選挙費、6目参議院議員選挙費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

6項監査委員費、1目監査委員費、ございませんか。

(な　　し)

●委員長（菊池委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 福祉灯油についてお尋ねしたいんですが、厚岸町は町長の計らいで80リットルでしたか、福祉灯油を支給するということになっていますけれども、福祉灯油の対象範囲なんですけれども、生活保護世帯、これについてはその対象にならないのかどうなのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 福祉灯油に関するご質問です。厚岸町の場合、厚岸町福祉灯油購入助成事業実施要綱を定めておりまして、その中で生活保護法による保護受給世帯を除くと規定されておりますので、その助成の対象の中で、除外された中で今回も支給を

しているところでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 生活保護世帯、条例では、そういうふうに今までなっています。それで、生活保護費それから冬季加算、そういうものは、19年度の生活保護費が原油高騰だとか石油の高騰、こういうものを見込んだそういうものになっていれば、私も何も発言するものはないんですが、これらを見込んだ方針にはなっていないわけですよ。そうすると、実際最低の生活をする中で、こういう生活保護の公費で生活されている方々は、非常にこうやりくりが大変な状況にあるんではないのかなというふうに考えるんですよ。

生活保護費がこういう石油の高騰でその分を加算してあげますよというふうに変わっているんであれば、私はそれでいいと思うんですが、そうでないときには、やはり自治体が行っている福祉灯油の対象をそこまで広げていくべきではないのかなというふうに考えるんですよ。

これは、厚岸町だけやれというんではなくて、道内でもそういうことを考えて、もう支給している町あるいは市があるわけですよ。そうすれば厚岸町もそういうものに倣つて行うべきではないのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 生活保護世帯に対する福祉灯油の支給の考え方ということになりますが、実際、生活保護法による支給の中で、生活扶助という中で冬季加算というのが支払われておりますが、厚岸町の場合、4人家族で2万9,000円という額が実際のところ支払われているという内容でございまして、実は昨年、福祉灯油の話が12月議会の中でも議論されたわけですけれども、その時点で支庁を通じ道に確認したところ、生活保護費の中でのこの石油高騰に対する増額というのは今現在考えていないという中で回答をいただいておりますが、道内で支給されている市町村もあるというお話で、その辺についても今回、国からの特交の措置もあるということの報道の中で176市町村が、これまで制度がなかった市町村が圧倒的でありましたが、そういう中で支給を行ったという実績の中では24の市町村の中で生活保護者に対する支給もあわせて行ったという報道がされておりますが、全体的な割合でいいますと13%程度になるのではないのかなと、私ども押さえておりましたが、どういった市町村でどういった考え方で生活保護者に対する支給を行ったのかということについて、問い合わせを行おうと思って道等に確認しましたが、実は報道の関係だけであって、きちんとした把握はできていないという、支庁を通じて報告を受けたんですが、生活保護を受けているという前提のもと、先ほども申し上げました生活扶助の中の一つの項目として冬季加算があるという考え方のもとで今までも、厚岸町においてもそうですが、他の市町村も圧倒的に生活保護者を除いた制度の中で運用しているというのが実態でありまして、厚岸町についても制度創設以来そういった考え方に基づいた支給を行っておりますし、これから、生活保護世帯にだけ手厚くするという、もしそういう制度に変更することになれば、さまざまな条件を課し

ているわけですが、70歳以上という一つの制度として基準を設けた中で運用している中では、では生活保護の世帯を含めて、では69歳、68歳の方々はどうなのがという議論が生まれないとも限りませんし、これは一つの制度としてやはり厚岸町が行ってきた、あるいは他の圧倒的な市町村が同じような制度で運用しているというそういった視点からすると、私どもは妥当ではないかと、今の時点で妥当ではないかと、そういう考え方で運用しております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今176分の24だから大したことないというようなお話をありがとうございますけれども、福祉灯油の制度 자체をやっていた町村が最初から176ではないわけでしょう。こういう状況になって、やらなかつたのは札幌市だけなんですよ、北海道の中で。あの自治体は全部、福祉灯油を実施したんですよ。そういう中でもその24の自治体は、生活保護世帯も実際、だって生活保護世帯に、生活保護世帯もいろいろありますけれども、実際子供たちを育てながら頑張っている人たちもたくさんいるわけでしょう。そうすると、受験勉強の時期だとか期末試験があつたりいろんなときに、子供たちやっぱり心置きなく勉強してもらいたいだとかいろんなことがあると思うんですよ。そういうときに大変だということで、石油をたくわけにいかないから、あんた勉強しないで寝なさいということにはならないと思うんです。

今やっぱりお年寄りもすごく大事にされなければならないけれども、子供たちもやっぱり健やかに成長していただくようなそういう対応をとっていくのは、やっぱり行政の仕事ではないのかなという、私は思うんですよ。そうすると、もう少し幅の広い考え方があつてもよかつたのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） おっしゃる趣旨というものは十分に理解を私はできますが、圧倒的に全道の市町村がこの制度によって福祉灯油制度を実施したということでございますが、厚岸町は、昭和58年当時からずっとこれを制度化し、運用してきたという実績の中では、ほかの全市町村は、20年度も保護世帯も含めて同じ制度で運用するのかどうかということも含めて、私としてはちょっと疑問といいますか、そういったところをやっぱり見定める必要があるのではないかと。今回限りに終わるのではないかという部分も含めて、今までの実績からしますと少ない、たしか50市町村前後だったというふうにちょっと記憶しておりますけれども、昨年まではそういう市町村数であったと。今回石油価格の高騰によるそういう支給制度をほとんどの全道の市町村が実施したということがあります、厚岸町としては、20年度も21年度も制度の維持というものを考えておりまし、やはり今年だけやる、来年はじゃ灯油が下がったからやらない、そういう制度であつては、私はまずいと思いますし、ほかの町村が同じ制度でずっとやるという報道もされておりませんし、厚岸町は長い目でこの福祉灯油を運営したいなど。

そういう意味では基準をきちんと設けた中で、生活保護者だからということではなく

て、生活保護者には国が生活保護法の中で、きちっとした制度の中で支給すべき内容でありますし、名目はどうあれ、冬季加算という金額が11月から3月までは上乗せされているという中では、十分と言えるのかどうかは、これは別としましても、制度として一応あるという中では、それに上乗せして厚岸町が新たに生活保護者に上乗せ支給をするということが、70歳で切っているという制度を含めまして、町民の方々に本当に理解できるのかとか、担当としては、そういったことも含めまして難しい、理解が得られないのではないかと。じゃもつともっと年齢を引き下げるという議論も生まれるやもしれませんし、そういった全体的にはこれからも継続するという町長の方針も受けて、長い制度としてやっぱり運用しなければならないなということを考慮した場合には、この基準をある程度守っていく必要があると。今年もらって20年もらえないといふと、そういった制度ではあり得ないわけで、やはりずっと同じ制度を守っていきたいなという考え方であります。

ただ、そういった質問者のそういう生活困窮者に対する思いというのは、私どもも同じでありますし、そういう思いというのはよく理解できる部分ではございますが、制度の維持というものをきちんと守っていく、そういった考え方も必要ではないかと、私はそう考えております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 何か半分おどされているみたいなようになってきて、こっちが質問もできなくなるような言い方でちょっと。ただ私、初めから言っているんですけれども、生活保護の世帯が冬季加算があるからいいんではないかと、冬季加算を私も知っているんですよ。だけれども、それを超えるような石油高騰があるわけでしょう。そうした場合には、やっぱりそれに対する一定の配慮があつても私はいいんじゃないのかということを言っているんですよ。

国が制度としてそれはやっているけれども、この福祉灯油については、それぞれの町村がやって、それに対する国の補助もあるわけでしょう。今回特にこういう事態を受けて。そうすれば、そういうときにそういう者にもやっぱり配慮をしていくという考えをやっぱり私は持つべきではないのかなというふうに思うんです。

ですから、その辺は今後の問題だと思いますけれども、私はこれでやめますけれども、余り何か、これから運営するんだから、あと文句言うなというような言い方では、私はちょっと困るなというふうに思うんです。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

燃料に伴ういろいろな対策について。

谷口委員の言うことも理解できます。そういう中で、私といたしましても政策的に判断をしなければならないということで、福祉灯油の燃料に伴う対策を講じさせていただいたわけであります。当時はまだ、担当課長からお話をございましたとおり、福祉灯油

自体をやっていなかった自治体がほとんどだったんです。しかしながら、私どもとしては、先取りをしてその対策を講じ、またその後、国の施策として燃料に伴う福祉灯油施策をとるべきだという声が広まりまして、全道的に各自治体が福祉灯油政策を取り入れることになったということについてはご承知のことだと思います。ただ、札幌市は市民としての叫びはあったわけありますけれども、それに応えることができなかつたという現実もございます。

そういう中で生活保護者に対する対策も、当時、我々内部でいろいろと協議いたしました。しかしながら、今日の財政等を踏まえるならば、冬季加算もあるということも十分に踏まえながら今回は見送ったということありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか、社会福祉総務費。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ、本日の委員会はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

なお、あすは2目心身障害者福祉費から進めてまいります。

ご苦労さまでした。

午後4時54分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年3月10日

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長